

綾瀬市地域支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要支援・要介護状態になる前からの予防を推進するとともに、自立した生活の支援を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の規定に基づく地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び地域支援実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

(地域支援事業の種類)

第3条 地域支援事業の種類は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）、包括的支援事業及び任意事業とする。

(総合事業の内容)

第4条 総合事業の内容は、次に掲げる事業のとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 第1号事業で、次に掲げるものをいう。

ア 訪問型サービス事業 掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供する事業

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス 訪問介護事業者によるサービス提供

(イ) 訪問型サービスA 人員等が緩和された基準によるサービス提供

イ 通所型サービス事業 機能訓練や集いの場などの日常生活上の支援を提供する事業

(ア) 介護予防通所介護相当サービス 通所介護事業者によるサービス提供

(イ) 通所型サービスC 専門職による短期間での相談等のサービス提供

ウ その他生活支援サービス事業 一人暮らし高齢者への見守りを提供する事業等

エ 介護予防ケアマネジメント事業 第1号アからウまでの事業が適切に提供できるようケアマネジメントを行う事業

(ア) 介護予防ケアマネジメントA 介護予防支援と同様のケアマネジメント

(イ) 介護予防ケアマネジメントB 介護予防支援の一部を省略したケアマネジ

メント

(ウ) 介護予防ケアマネジメントC 事業利用の初回のみ行うケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業 要介護状態になることの予防など介護予防を推進する事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の対象者)

第5条 前条第1号ア、イ及びエの事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果が様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）

2 前項第2号の規定にかかわらず、要介護認定を受けた者は、当該認定の有効期間開始日以後は事業対象者としなない。

3 前条第1号ウ及び第2号の事業の対象者は、市長が別に定めるものとする。

(総合事業の実施)

第6条 第4条第1号ア、イ及びエの事業は、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施するものとする。

2 第4条第1号ウ及び第2号の事業は、市長が実施するほか、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、指定居宅サービス事業者、地域団体等に委託して実施することができる。

3 第4条第1号エの事業は、綾瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成26年綾瀬市条例第31号。以下「条例」という。）の規定に準じて

実施するものとする。この場合において、条例第3条の規定により適用される指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第12号並びに第13号及び第15号の規定は、第4条第1号ア(ア)及び同号イ(イ)の事業のケアマネジメントを行う場合に準用する。

（事業対象者の認定）

第7条 事業対象者の認定を希望する者は、綾瀬市事業対象者認定申請書（第1号様式）に基本チェックリストを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、基本チェックリストの内容を審査し、認定の可否を綾瀬市事業対象者認定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第8条 市長は、総合事業において、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施することができる。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

（総合事業の費用額）

第9条 総合事業の実施における費用の額は、市長が別に定めるものとする。ただし、第4条第1号ア(ア)、イ(イ)及びエの事業に要する費用の額は介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日号外厚生労働省告示第72号）の規定により算定した額を基準として介護報酬の算定と同様の方法により算出された額とし、第4条第1号ア(イ)の事業に要する費用の額は当該算出された額に0.83を乗じた額とする。

（包括的支援事業）

第10条 包括的支援事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総合相談支援事業 保健及び医療並びに福祉などの関係機関との連携による高齢者及びその地域の実態把握並びに相談支援を行う事業
- (2) 権利擁護事業 成年後見制度などの権利擁護制度の普及啓発及び活用支援、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応並びに消

費者被害の防止に関する情報提供を行う事業

- (3) 包括的継続的ケアマネジメント事業 包括的・継続的な地域ケア体制の構築、介護支援専門員のネットワークの活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談及び支援困難事例への指導・助言を行う事業
- (4) 在宅医療介護連携推進事業 在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する事業
- (5) 生活支援体制整備事業 地域課題と具体的な取組みを検討し、地域の関係機関等による生活支援サービスの提供体制を確保する事業
- (6) 認知症施策推進事業 認知症の者に対する地域における支援体制の構築を図る事業

(包括的支援事業の対象者)

第11条 包括的支援事業の対象者は、法第9条の規定による綾瀬市の被保険者及び被保険者を支援する者とする。

(包括的支援事業の実施)

第12条 包括的支援事業は、市長が実施するほか、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、指定居宅サービス事業者、地域団体等に委託して実施することができる。

(包括的支援事業の費用額)

第13条 包括的支援事業における費用の額は、市長が別に定めるものとする。

(任意事業)

第14条 任意事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護給付費適正化事業
- (2) 家族介護支援事業
- (3) その他の事業

(任意事業の対象者)

第15条 任意事業の対象者は、市長が別に定めるものとする。

(任意事業の実施)

第16条 任意事業は、市長が実施するほか、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、指定居宅サービス事業者、地域団体等に委託して実施することができる。

(任意事業の費用額)

第17条 任意事業における費用の額は、市長が別に定めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 綾瀬市配食サービス事業実施要綱（平成5年4月1日施行）及び綾瀬市生きがい
デイサービス事業実施要綱（平成12年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は平成
21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

綾瀬市事業対象者認定申請書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

申請者（対象者） 氏 名

次のとおり、基本チェックリストを添付のうえ申請します。

事業対象者認定事務に当たり、対象者の要介護状態区分を介護保険受給者管理台帳により確認することについて同意します。

認定時には、申請書及び基本チェックリスト並びに認定通知書の写しについて綾瀬市から担当の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に提示することに同意します。

対象者	ふりがな		生年月日	年 月 日（ 歳）	
	氏 名				
	住 所	綾瀬市		電話	

第2号様式（第7条関係）

綾瀬市事業対象者認定（却下）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のあった事業対象者認定について、次のとおり認定（却下）したので、通知します。

対 象 者 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
却 下 理 由	
備 考	